



かっぱ新聞

第 90 号

令和 2 年 4 月 吉日

厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」という通達が 2 月 17 日以降随時発出されておりましたが、このたびその通達がサービス毎に整理されて公開されました。その中から主要な部分を以下に抜粋いたします。

まとめ全体をご覧になる場合は、厚労省 HP『「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ』(本紙末尾に URL 記載)をご参照ください。

【1.訪問サービス】

④-5 感染リスクを下げるために訪問時間を短くする工夫を行った結果、生活援助のサービス提供が 20 分未満になった場合

新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問介護サービスを提供するにあたり、利用者・家族および訪問介護員への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、生活援助のサービス提供が 20 分未満となった場合に報酬を算定してよいか。

訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護のうち、高齢者の在宅生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、生活援助のサービス提供が 20 分未満となった場合であっても、生活援助中心型 20 分以上 45 分未満の報酬を算定することとして差し支えない。

【1.訪問サービス】

④-7 人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合

通所介護等の利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対する訪問介護の提供増加や職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合、基準違反となるのか。

基本的には、**介護支援専門員が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問介護事業所からサービス提供されることが望ましい**が、令和 2 年 2 月 17 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」別添 1(7)で示しているとおり、**指定等基準を満たすことが出来なくなった場合であっても、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、柔軟な対応をして差し支えないものであり、その際、訪問介護員の資格のない者であっても、他の事業所等で高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事することとして差し支えない。**

【1.訪問サービス】

⑨-4 「定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」について

訪問介護の特定事業所加算等(※)の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない代替手段をもって開催の扱いとすることは可能か。

可能である。①において、「特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、**今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。**」としている。これには、**感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応することも含まれるものである。**

※サービス提供体制強化加算や居宅介護支援の特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催についても同様の取扱いとする。

【2.通所サービス】

⑨-2 サービス提供時間が短時間(通所介護であれば2時間未満、通所リハビリテーションであれば1時間未満)となった場合

利用者及び職員への感染リスクを下げるため、指定を受けたサービスの形態を維持しつつ、サービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が短時間(通所介護であれば2時間未満、通所リハビリテーションであれば1時間未満)となった場合でも、それぞれのサービスの最も短い時間の報酬区分(通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハビリテーションであれば1時間以上2時間未満)で算定することは可能か。

利用者への説明及び同意が前提であるが、利用者の生活環境・他の介護サービスの提供状況を踏まえて**最低限必要なサービス提供を行った上で、その時間が最も時間の短い報酬区分で定められた時間を下回ったときは、当該最も短い時間の報酬区分で算定することは可能である。**

なお、提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果が、**ケアプランで定められたサービス提供時間を下回ったときは、実際に提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分を算定する。**

【2.通所サービス】

②-2 (別紙:都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて)居宅で生活している利用者に対して、訪問してサービスを提供した場合

居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、どのような報酬算定が可能か。

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分(通所系サービスの報酬区分)を算定する。ただし、**サービス提供時間が短時間(通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満)の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分(通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分)で算定**する。

なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行いサービス提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、**1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分**で算定する。

【2.通所サービス】

⑧-1 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。

通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や訪問によるサービスの提供を行う場合、**事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要**として差し支えない。また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては**サービス提供後に行っても差し支えない**。

なお、同意については、**最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得る**ことでよい。

【3.居宅介護支援等】

③-9 居宅介護支援のサービス担当者会議について

居宅介護支援のサービス担当者会議についてどのような取扱いが可能か。

感染拡大防止の観点から、**やむを得ない理由がある場合**については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、**柔軟に対応することが可能**である。なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、**居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要**である。

【3.居宅介護支援等】

④-11 居宅介護支援のモニタリングについて

居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、**柔軟な取扱いが可能**か。

可能である。

【5.その他の事項<地域密着型サービスについて>】

③-8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について

運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよい。

運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、**文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し柔軟に取り扱って差し支えない**。なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様。

【5.その他の事項<介護予防・日常生活支援総合事業について>】

④-4 事業者が休業を行った場合

新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービスおよび訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業期間分を日割りすることが可能か。

市町村の判断で、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うことが可能である。

【出典】 厚労省 HP「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ
[URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>]



情報システム部 大谷 貴之

昨年10月にサポート担当として入社しました大谷と申します。日々、勉強中の身であり、拙いご案内でご迷惑をおかけする事もあるかと思いますが、何卒よろしくお願い致します。